

第91期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所

滋賀県草津市野路三丁目2番18号
当社本社工場 M's terrace 3階
多目的ホール

株式会社 **メタルアート**

証券コード 5644

【ご来場の自粛検討のお願い】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、書面による議決権行使をお願い申し上げます。（2022年6月23日（木）午後5時まで）
- 総会会場において、発熱等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.metalart.co.jp/>

目次

■ 第91期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役5名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役賞与支給の件	
第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	
■ 添付書類	
事業報告	12
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	35

証券コード 5644
2022年6月3日

株 主 各 位

滋賀県草津市野路三丁目2番18号

株式会社 **メタルアート**

代表取締役社長 友 岡 正 明

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、当日のご体調をお確かめのうえ、マスク着用などの対策をお願い申しあげます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場においての株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

書面による議決権の事前行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示くださいまして、2022年6月23日（木）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金）午前10時
2. 場 所 滋賀県草津市野路三丁目2番18号
当社本社工場 M's terrace 3階 多目的ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第91期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
 2. 第91期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役賞与支給の件
 - 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.metalart.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」のページ(<https://www.metalart.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株当たり30円）を含めました当期の配当金の総額は、1株当たり年74円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 44円  
総額 133,033,912円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 取締役の員数を、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、現状の15名以内より9名以内に変更するものであります。

- (3)経営意思決定の迅速化のため、取締役会長及び取締役副社長の役付取締役を廃止するものであります。
- (4)資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

## 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 第1条～第8条 (条文省略)<br><br>(自己の株式の取得)<br>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>                                                                                      | 第1条～第8条 (現行どおり)<br><br>(自己の株式の取得)<br>第7条 <u>削除</u> |
| 第8条～第14条 (条文省略)<br><br>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | 第8条～第14条 (現行どおり)<br><br>(削除)                       |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br/>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を定めることができる。</p> <p>第23条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)<br/>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br/>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長、専務取締役及び常務取締役</u>を定めることができる。</p> <p>第23条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/>第35条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> |

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>③ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>③ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。</p> <p>(附則)</p> <p>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役5名全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                   | 略歴<br>地位及び担当並びに重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                          | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                            |  <p>とも おか まさ あき<br/>友岡 正明<br/>(1967年7月4日)</p> | 1990年12月 当社入社<br>2006年4月 当社生産管理部長<br>2013年6月 当社執行役員<br>2014年3月 当社グローバル事業部長<br>2017年6月 当社取締役<br>2017年7月 PT.METALART ASTRA INDONESIA<br>代表取締役社長<br>2019年6月 当社代表取締役社長(現任)                                                                            | 4,300株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           友岡正明氏は、2017年6月に取締役に就任し、2019年6月から代表取締役社長として経営全般に関する意思決定及び業務執行の監督を適切に行っております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。</p>                                                    |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                            |  <p>たけ だ まさ おみ<br/>武田 正臣<br/>(1962年1月7日)</p> | 1986年6月 ダイハツ工業株式会社入社<br>2005年10月 同社ユニット生技部エンジン生技室長<br>2011年1月 同社滋賀(竜王)工場第1品質管理部長<br>2012年1月 同社滋賀(竜王)工場第1製造部長<br>2014年6月 P.T. Astra Daihatsu Motor取締役<br>2018年6月 ダイハツ工業株式会社<br>ユニット生技部長 兼<br>DNGA価格競争力推進部主査<br>2021年6月 当社顧問<br>2021年6月 当社常務取締役(現任) | 300株              |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           武田正臣氏は、2021年6月に常務取締役に就任し、経営全般に関する意思決定及び業務執行の監督を適切に行っております。また、現在は、総務、人事、財務、経理、営業の管理部門全般と、製造、品質、技術の生産部門の担当する取締役として職務を適切に行っております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者としていたしました。</p> |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                      | 略歴<br>地位及び担当並びに重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  <p>ふくもと てる ひさ<br/>福本 照久<br/>(1970年 6月24日)</p>   | <p>1996年 3月 当社入社<br/>2013年 3月 当社製造部長<br/>2016年 6月 当社執行役員<br/>2018年 6月 当社取締役(現任)<br/>2019年 4月 PT.METALART ASTRA INDONESIA<br/>代表取締役社長(現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>PT.METALART ASTRA INDONESIA 代表取締役社長</p>                                                                                                                          | 1,400株            |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>福本照久氏は、2018年6月に取締役に就任し、現在は、当社グループの海外子会社社長として職務を適切に行っております。また、同氏は長年にわたり経営企画部門や製造部門等の幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。</p>                                                                                        |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  <p>たけばやし みつひろ<br/>竹 林 満 浩<br/>(1967年 2月23日)</p> | <p>1996年10月 青山監査法人入所<br/>2000年 7月 公認会計士登録<br/>2006年 9月 竹林公認会計士事務所開設、代表(現任)<br/>2007年11月 株式会社プロアクティブ設立、<br/>代表取締役社長(現任)<br/>2009年 3月 サイレックス・テクノロジー株式会社<br/>社外取締役<br/>2016年 6月 当社社外取締役(現任)<br/>2020年 6月 新日本理化株式会社<br/>社外取締役(監査等委員)(現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社プロアクティブ 代表取締役社長<br/>竹林公認会計士事務所 代表<br/>新日本理化株式会社 社外取締役(監査等委員)</p> | 0株                |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>竹林満浩氏は、公認会計士としての専門的知識及び公認会計士事務所の経営者としての豊富で幅広い経験を有しております。2016年から社外取締役として、当社経営上の重要事項決定及び業務執行の監督に貢献していただくとともに、任意の指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただいております。今後も取締役としてグループ全体の経営に対してご提言いただき、当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断したことから社外取締役候補者いたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                   | 略 歴<br>地位及び担当並びに重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  <p data-bbox="291 417 508 503">ふじ い ま さ お<br/>藤 井 正 大<br/>(1949年 5 月 7 日)</p> | <p data-bbox="541 187 1127 405">1984年 4 月 弁護士登録 (京都弁護士会)<br/>1987年 4 月 藤井正大法律事務所開設、所長 (現任)<br/>2013年 4 月 京都弁護士会会長<br/>2017年 2 月 京都司法委員会会長<br/>2018年 6 月 当社社外取締役 (現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>藤井正大法律事務所 所長</p> | 0株                |
| <p data-bbox="278 523 1353 734">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>藤井正大氏は、弁護士であり、主に会社法・企業法務を専門分野としております。また、弁護士事務所の経営者としての豊富で幅広い経験を有しております。2018年から社外取締役として、当社経営上の重要事項決定及び業務執行の監督に貢献していただくとともに、任意の指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただいております。今後も取締役としてグループ全体の経営に対してご提言いただき、当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断したことから社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                          |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 竹林満浩氏、藤井正大氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹林満浩氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会にて同氏が選任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、同氏は2016年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 藤井正大氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会にて同氏が選任された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、同氏は2018年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、竹林満浩氏、藤井正大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、賠償責任限度額は、法令に定める額であります。両氏が選任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役(社外含む)全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2022年7月に更新される予定です。



#### **第5号議案 取締役賞与支給の件**

当期末の取締役3名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額23,760千円を支給いたしたいと存じます。

なお、当社は「役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(事業報告20頁から21頁に記載のとおり)」を定めており、本議案は任意の指名報酬委員会の答申を踏まえて取締役会において決定していることから、相当なものであると判断しております。

#### **第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件**

当社の取締役の報酬額は、1991年6月27日開催の第60回株主総会において月額12百万円以内、監査役の報酬額は1982年7月27日開催の第51回株主総会において月額2百万円以内とご決議いただき今日に至っております。経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、報酬額を月額から年額に改め、取締役の報酬額を年額144百万円以内、監査役の報酬額を年額24百万円以内と改めさせていただきます。

取締役及び監査役の報酬額の総額につきましては変更ございません。取締役の報酬額は、「役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(事業報告20頁から21頁に記載のとおり)」に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものといたします。

また、取締役及び監査役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役は5名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)となります。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、徐々に回復傾向に転じ、持ち直しの兆しがみられました。しかしながら、新たな変異株の出現、各種資材の調達難等不安定要素も重なり、先行き不透明な状況が続きました。

国内外の自動車市場においても、半導体等の部品調達難による減産が断続的に発生し、受注量が大きく変動しました。

このような経営環境ではありましたが、当社グループの売上高は、国内外の自動車部門、建設機械部門ともに回復傾向が強く、増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は350億1千万円（前年同期比23.9%増）となりました。部門別では、自動車部品は273億7千1百万円（前年同期比19.0%増）、建設機械部品は62億4千3百万円（前年同期比52.7%増）、農業機械部品は8億2千万円（前年同期比42.6%増）、その他部品は5億7千4百万円（前年同期比2.5%減）となりました。

損益面におきましては、売上の増加、グループを挙げての原価低減により、営業利益は32億6百万円（前年同期比81.8%増）となり、経常利益は33億8百万円（前年同期比59.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益22億1千5百万円（前年同期比62.4%増）となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は41億4千7百万円であり、その主なものは、株式会社メタルアートの鍛工品製造設備及び自動車部品機械加工用設備であります。

### (3) 資金調達状況

前記(2)の設備投資に要する資金は、自己資金によりまかないました。

### (4) 対処すべき課題

世界経済の先行きにつきましては、各国の大規模な財政出動の効果により回復が見込まれますが、感染力が強い変異株の発生や地政学リスクなどの懸念があり、依然として不透明です。

中長期的には、主力の自動車市場は世界的なカーボンニュートラル実現への動きを受け、自動車メーカーの更なる電動化への加速に加え、国内の超少子超高齢化・人口都市移転による市場縮小を想定しております。先行きは相当厳しいと認識しています。

このような経営環境に対応するため、最重要課題として「原点回帰と変革」に継続して取り組んでまいります。

「原点回帰」とは、一人ひとりがメタルアートの原点である「経営理念」「メタルアートウェイ」を理解し、実践していくためのひとつづくり・文化づくりと既存事業の収益構造改革による競争力強化です。一人ひとりの成長が会社の競争力向上につながり、ひいてはお客様やお取引先様への貢献を実現してまいります。

「変革」とは、「新たな仕事獲得・新たな事業への挑戦」です。将来の成長を支えるイノベーション強化のために開発・新規事業への積極的な投資を継続してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 項目                    | 期別 | 第 88 期<br>(2019年3月期) | 第 89 期<br>(2020年3月期) | 第 90 期<br>(2021年3月期) | 第 91 期<br>(2022年3月期) |
|-----------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売上高 (百万円)             |    | 32,077               | 32,640               | 28,257               | 35,010               |
| 経常利益 (百万円)            |    | 1,209                | 1,236                | 2,070                | 3,308                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) |    | 799                  | 832                  | 1,364                | 2,215                |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)    |    | 253.73               | 265.89               | 451.29               | 732.78               |
| 総資産 (百万円)             |    | 29,939               | 28,883               | 31,123               | 38,635               |
| 純資産 (百万円)             |    | 14,745               | 14,533               | 16,764               | 19,589               |
| 1株当たり純資産 (円)          |    | 4,219.14             | 4,356.92             | 4,991.64             | 5,809.74             |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。また、期中平均株式数、期末発行済株式の総数につきましては自己株式の数を除いて算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 項目                 | 期別 | 第 88 期<br>(2019年3月期) | 第 89 期<br>(2020年3月期) | 第 90 期<br>(2021年3月期) | 第 91 期<br>(2022年3月期) |
|--------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売上高 (百万円)          |    | 28,070               | 28,565               | 25,357               | 30,891               |
| 経常利益 (百万円)         |    | 754                  | 685                  | 1,311                | 1,942                |
| 当期純利益 (百万円)        |    | 1,847                | 456                  | 916                  | 1,412                |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円) |    | 586.44               | 145.93               | 303.21               | 467.07               |
| 総資産 (百万円)          |    | 24,337               | 23,808               | 25,295               | 30,996               |
| 純資産 (百万円)          |    | 11,433               | 11,517               | 12,395               | 13,586               |
| 1株当たり純資産 (円)       |    | 3,628.94             | 3,809.34             | 4,099.75             | 4,493.69             |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。また、期中平均株式数、期末発行済株式の総数につきましては自己株式の数を除いて算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金       | 当社の出資比率 | 主要な事業内容   |
|------------------------------|-----------|---------|-----------|
| 株式会社メタルフォージ                  | 100百万円    | 100%    | 鍛工品の製造、加工 |
| PT. METALART ASTRA INDONESIA | 8,681億IDR | 70%     | 鍛工品の製造、加工 |

## (7) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、精密型打鍛造専門メーカーとして、自動車、建設機械、農業機械、その他一般産業機械に使用される鍛工品の製造、加工及び販売を主な事業としております。

## (8) 企業集団の主要な営業所及び工場

株式会社メタルアート 本社・工場 滋賀県草津市  
馬場工場 滋賀県草津市  
水口工場 滋賀県甲賀市  
九州工場 福岡県朝倉市  
株式会社メタルフォージ 本社・工場 宮崎県東臼杵郡門川町  
PT. METALART ASTRA INDONESIA 本社・工場 インドネシア国 西ジャワ州カラワン県 KIIC工業団地

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員数

| 区分          | 従業員数(名)  | 前期比増減      |
|-------------|----------|------------|
| 全社共通(鍛工品事業) | 709(313) | 14名減(30名増) |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者は含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の従業員数

| 従業員数(名)  | 前期比増減     | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 499(191) | 9名減(19名増) | 40.9    | 13.9      |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者は含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先

| 借入先         | 借入金残高 |
|-------------|-------|
|             | 百万円   |
| 株式会社滋賀銀行    | 1,140 |
| 株式会社りそな銀行   | 1,140 |
| 株式会社鹿児島銀行   | 860   |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 620   |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 3,023,498株 (自己株式133,884株を除く)  
 (2) 株主数 1,660名  
 (3) 大株主

| 株主名                                             | 当社への出資状況 |       |
|-------------------------------------------------|----------|-------|
|                                                 | 持株数      | 持株比率  |
|                                                 | 千株       | %     |
| ダイハツ工業株式会社                                      | 1,037    | 34.30 |
| 株式会社ゴースュー                                       | 128      | 4.25  |
| 犬塚好次                                            | 114      | 3.78  |
| 株式会社滋賀銀行                                        | 100      | 3.31  |
| 吉田知広                                            | 85       | 2.82  |
| 株式会社りそな銀行                                       | 60       | 1.98  |
| 光通信株式会社                                         | 58       | 1.93  |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                           | 56       | 1.88  |
| メタルアート社員持株会                                     | 42       | 1.41  |
| J.P.Morgan Securities plc Director Andrew J.Cox | 40       | 1.32  |

(注) 持株比率は自己株式を除き、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                  |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 友 岡 正 明 |                                                                               |
| 常務取締役   | 武 田 正 臣 | 執行役員担当範囲の管掌<br>管理統括室、馬場・水口・九州工場、品質保証部、<br>人材育成センター担当                          |
| 取 締 役   | 福 本 照 久 | [重要な兼職の状況]<br>PT. METALART ASTRA INDONESIA 代表取締役社長                            |
| 取 締 役   | 竹 林 満 浩 | [重要な兼職の状況]<br>株式会社プロアクティブ 代表取締役社長<br>竹林公認会計士事務所 代表<br>新日本理化株式会社 社外取締役 (監査等委員) |
| 取 締 役   | 藤 井 正 大 | [重要な兼職の状況]<br>藤井正大法律事務所 所長                                                    |
| 常勤監査役   | 溝 井 辰 雄 | [重要な兼職の状況]<br>株式会社メタルフォージ 監査役<br>PT.METALART ASTRA INDONESIA 監査役              |
| 監 査 役   | 竹 田 眞 也 | [重要な兼職の状況]<br>ダイハツ工業株式会社 コーポレート統括本部 総括部長<br>明石機械工業株式会社 社外監査役                  |
| 監 査 役   | 笛 田 薫   | [重要な兼職の状況]<br>国立大学法人滋賀大学データサイエンス学部 教授<br>データサイエンス教育研究センター長                    |

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、取締役三宅恆路氏、新川健二氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2021年6月25日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、監査役藤原隆三氏は辞任により退任いたしました。
3. 取締役 竹林満浩氏及び取締役 藤井正大氏は社外取締役であります。
4. 監査役 竹田眞也氏及び監査役 笛田薫氏は社外監査役であります。
5. 取締役 竹林満浩氏、藤井正大氏及び監査役 笛田薫氏は、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届出を行っております。
6. 監査役 竹田眞也氏は、経理部門の経験を有しており、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員の体制及び担当は、次のとおりであります。

| 地 位  | 氏 名     | 担 当                                           |
|------|---------|-----------------------------------------------|
| 執行役員 | 竹 村 好 正 | 本社工場、生産技術センター、<br>未来創造センター、<br>株式会社メタルフォージ取締役 |
| 執行役員 | 宇 野 章   | 株式会社メタルフォージ取締役社長                              |
| 執行役員 | 菅 原 康 浩 | 業務改革&DX推進センター                                 |

## (2) 責任限定契約の概要

当社は、取締役 竹林満浩氏、藤井正大氏、並びに監査役 竹田眞也氏、笹田薫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者にその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。当社及び当社子会社の役員並びに執行役員等の主要な業務執行者が当該保険契約の被保険者であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外としております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 人員<br>(名) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |          |           |
|--------------------|-----------|-----------------|------------------|-----------|----------|-----------|
|                    |           |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等   | 退職慰労金     |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7<br>(2)  | 110<br>(4)      | 69<br>(4)        | 23<br>(一) | —<br>(一) | 16<br>(一) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(1)  | 15<br>(2)       | 13<br>(2)        | —<br>(一)  | —<br>(一) | 1<br>(一)  |
| 合計                 | 10<br>(3) | 125<br>(7)      | 83<br>(7)        | 23<br>(一) | —<br>(一) | 18<br>(一) |

- (注) 1. 上記の支給人員には、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役1名を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1982年7月27日開催の定時株主総会にて月額2百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
5. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の決定に関しては、役職及び担当職務の規模や責任、単年度の連結業績、配当水準、利益計画の達成度等を参考に上記の報酬限度額の範囲内で取締役会において決定しております。また、上記を選定した理由は企業価値の最大化に向けた当該取締役の意欲を高めるとともに株主の中長期的利益との連動性を意識したものとしております。なお、当事業年度を含む業績の推移は1.(5) 財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

## (5) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として、2021年2月12日開催の取締役会で決議された「役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(以下、決定方針という)」は次のとおりであります。なお、決定方針については、社内取締役1名と社外取締役2名で構成された任意の指名報酬委員会による審議・答申を受けたうえで取締役会において決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たり、公正性と透明性を確保するため、取締役会が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で任意の指名報酬委員会に諮問し、同委員会が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行い審議したうえで、取締役会が同委員会の答申を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

一方、監査役の個人別の報酬等の内容については、監査役会における監査役の協議を経て決定しております。

### ①基本原則・手続き

- ア. 取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、任意の指名報酬委員会での審議を経て、取締役会において決定する。
- イ. 監査役の個人別の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会における監査役の協議により決定する。
- ウ. 役員の報酬等のうち、固定報酬は毎月支払い、役員賞与は定時株主総会終了後の7月に支払う。また退職慰労金は退職時に支払う。

## ②報酬等の基本方針

### ア. 取締役（社外取締役以外の取締役）

- ・ 取締役の報酬等は、企業価値の最大化に向けた当該取締役の意欲を高めるとともに、株主の中長期的利益との連動性を意識したものとする。
- ・ 取締役の報酬等は、外部専門機関の調査に基づく同業種同規模の他社水準及び当社の支払実績、財務状況を考慮し、役職及び担当職務の規模や責任に応じて決定する。
- ・ 取締役の報酬等は、各々の役職に応じた固定報酬並びに退職慰労金と役員賞与で構成し、これらの割合は、株主の中長期的利益との連動性を意識して決定する。
- ・ 退職慰労金は、各々の年間固定報酬に役職に応じた係数を乗じて支給するものとする。
- ・ 役員賞与は、単年度の連結業績、配当水準を主な指標とし、利益計画の達成度を勘案し、各々の役職及び担当職務の規模や責任に応じて支給するものとする。

### イ. 社外取締役

- ・ 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場から経営を監督及び助言する立場を考慮し、固定報酬で構成する。
- ・ 社外取締役の報酬等は、外部専門機関の調査に基づく同業種同規模の他社水準を考慮し、役割に応じて決定する。

### ウ. 監査役

- ・ 監査役の報酬等は、企業業績に左右されず取締役の職務執行を監査する立場を考慮し、固定報酬並びに退職慰労金で構成する。
- ・ 監査役の報酬等は、外部専門機関の調査に基づく同業種同規模の他社水準を考慮し、役割に応じて決定する。
- ・ 固定報酬並びに退職慰労金は、監査役としての責務に相応しいものとし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮し、監査役会における監査役の協議により決定する。

## (6) 社外役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

### ①取締役 竹林 満浩氏

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社プロアクティブ、竹林公認会計士事務所及び新日本理化株式会社と当社の間には取引関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち8回出席、並びに委員を務める任意の指名報酬委員会の全てに出席し、専門的見地から当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。

#### ウ. 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に公認会計士としての経理及び財務に関する豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的な意見をいただいております。

### ②取締役 藤井 正大氏

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

藤井正大法律事務所と当社の間には取引関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち8回出席、並びに委員を務める任意の指名報酬委員会の全てに出席し、専門的見地から当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。

#### ウ. 社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、質問・提言を適宜行うなど積極的な意見をいただいております。

### ③監査役 竹田 眞也氏

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

ダイハツ工業株式会社は、当社の大株主であり、当社の主要な販売先であります。明石機械工業株式会社は、当社の販売先であります。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち8回出席、並びに監査役会14回のうち14回出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

④監査役 笛田 薫氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

国立大学法人滋賀大学及びデータサイエンス教育研究センターは、当社と共同研究を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 8 回出席、並びに監査役会 14 回のうち 14 回出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30百万円

#### 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の相当性、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

### (4) 子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、PwCあらた有限責任監査法人以外の監査法人が監査をしております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、次の各事項に該当すると認められる場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案として提出いたします。

判断するための事項

- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士法等の法令違反や監督官庁による処分を受けた場合
- ③会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

### (6) その他の事項

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(3)に記載する以外にはありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社の業務並びにその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備について、2021年5月14日開催の取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」は次のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①メタルアートグループ経営理念、メタルアートグループ行動指針に基づき、各部門で法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう周知徹底する。なお、法令等遵守状況については経営会議に報告される。
- ②当社及び当社子会社のコンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関しては、監査室を連絡先とする相談窓口（社員の声）を通じて、情報の早期把握及び解決を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等重要な書類については別途定める社内規定に基づいて保存年限を定め保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く事業上のリスク等の責任部署を定め、特に安全・環境・品質・火災等については事業上のリスクを評価し、適切な対応を図り、リスク管理を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長は取締役会の承認を得て毎年経営計画を策定する。経営会議で利益計画の進捗状況をフォローアップし、適時に取締役会に報告する。社長は経営計画を最も効率的に達成するように組織編制を行うとともに、各組織の指揮命令系統を明確にし、職務権限に関する社内規定等により部門責任者に権限を附与する。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社からは毎年事業計画の提出を受け、当該内容について経営方針など協議を行うとともに、子会社の業務執行状況については社内規定に基づき、随時確認する。
- ②当社は、子会社でのコンプライアンス活動の状況を定期的にヒアリングし、必要に応じて当社の監査室やリスク分野ごとの担当部署等による監査・指導を実施する。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務の執行を補助するため、必要に応じて補助者をおくことができる。

(7) **前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。監査役の補助者の人事評価や人事異動については監査役の意見を聴取のうえ決定する。

(8) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役は取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明する。
- ② 当社の各取締役は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、担当取締役は監査役に遅滞なく報告を行う。当社は、当社の子会社の各取締役が、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに直接間接を問わず当社の監査役に報告する体制を整備する。
- ③ 監査役はいつでも当社及び当社の子会社の取締役に対して報告を求めることができる。
- ④ 「社員の声」の担当部署である監査室は、提言内容等について、定期的に当社の監査役に対して報告する。
- ⑤ 当社は、当社及び当社の子会社の監査役へ報告を行った、当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、関係する社内規程等で、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) **監査費用等の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役の職務の執行に必要な費用に関して、毎年、監査役からの申請内容に基づき適正に予算を設けるとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用について会社が負担する。

(10) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は社内関係部署・会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査にあたっては、取締役及び関係部署はこれに協力する。監査の実施にあたり必要と認める

ときは、外部の弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般について

取締役会では、業務執行の決定・監督を行うとともに取締役会の権限委譲のもと、迅速な対応が必要とされる事業促進に関しましては、常勤役員、部門責任者及び子会社代表者で構成する経営会議を定期的開催し、タイムリーな経営対応を図るとともに、社内各部門及び子会社の業務執行状況をチェックしております。

監査役会につきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）の監査役体制による監査を実施するとともに、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会等の重要な会議に出席し、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。さらに、必要に応じて代表取締役、各部門責任者並びに会計監査人と会合を行う機会を確保し、監査に必要な意見交換を実施しております。

また、「公益通報（社員の声）規程」の定めに従い、監査室を連絡先とする相談窓口を通じて、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

### (2) リスク管理体制について

社長を委員長とし、常勤役員、部門責任者及び子会社代表者を委員とする「内部統制委員会」を設置し、機密・情報管理、コンプライアンス管理体制の整備、J-SOX法に基づく内部統制制度の整備、輸出管理体制の整備など、全社的な内部統制体制拡充に取り組んでおります。また、個々の統制やリスク管理、コンプライアンスが必要な分野は、各部門の本来業務としての統制活動に加えて、「安全衛生委員会」、「環境管理委員会」及び「労使協議会」等の諸活動を通じて、よりきめ細かな統制活動を実施しております。

### (3) 内部監査の実施について

「内部監査チーム」による内部監査を実施し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令順守の徹底に取り組んでおり、社長直属の監査室を設け、内部監査の強化を図っております。

## 8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な団体及びそれら団体に関係する企業とは、取引や寄付等の利益供与行為を始め一切の付き合いを行わず、組織として毅然とした態度で対応する姿勢を貫くことを基本方針としております。

### (2) 整備状況

当社の反社会的勢力への対応を統括する部署を管理統括室と定め、反社会的勢力と関係を遮断するために組織として対応しております。また、反社会的勢力による不当要求や働きかけに対しては、直ちに統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より警察、顧問弁護士並びに外部の関連団体との連携を図り、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

統括部署において、警察及び外部の関連団体と連携することにより、反社会的勢力に関する情報を収集、管理し、社内及び関係会社に対しての注意を喚起しております。

以 上

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額           | 科 目                | 金 額           |
|-------------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>     |               | <b>(負債の部)</b>      |               |
| <b>流動資産</b>       | <b>23,016</b> | <b>流動負債</b>        | <b>18,174</b> |
| 現金及び預金            | 7,990         | 買掛金                | 3,811         |
| 売掛金               | 5,224         | 電子記録債権             | 6,317         |
| 電子記録債権            | 3,694         | 短期借入金              | 3,800         |
| 製品                | 474           | リース債務              | 0             |
| 仕掛品               | 1,582         | 未払費用               | 694           |
| 原材料及び貯蔵品          | 3,065         | 未払法人税等             | 665           |
| その他の              | 985           | 賞与引当金              | 521           |
|                   |               | 役員賞与引当金            | 33            |
|                   |               | その他の               | 2,329         |
| <b>固定資産</b>       | <b>15,618</b> | <b>固定負債</b>        | <b>870</b>    |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>14,791</b> | 長期借入金              | 60            |
| 建物及び構築物           | 3,202         | リース債務              | 1             |
| 機械装置及び運搬具         | 5,785         | 役員退職慰労引当金          | 73            |
| 工具器具備品            | 457           | 退職給付に係る負債          | 644           |
| 土地                | 2,618         | 資産除去債務             | 23            |
| リース資産             | 2             | その他の               | 68            |
| 建設仮勘定             | 2,724         |                    |               |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>32</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>19,045</b> |
| ソフトウェア            | 31            | <b>(純資産の部)</b>     |               |
| その他の              | 0             | <b>株 主 資 本</b>     | <b>17,067</b> |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>794</b>    | 資本金                | 2,143         |
| 投資有価証券            | 167           | 資本剰余金              | 1,995         |
| 退職給付に係る資産         | 145           | 利益剰余金              | 13,139        |
| 繰延税金資産            | 334           | 自己株式               | △211          |
| その他の              | 156           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>498</b>    |
| 貸倒引当金             | △9            | その他有価証券評価差額金       | 59            |
|                   |               | 為替換算調整勘定           | 466           |
|                   |               | 退職給付に係る調整累計額       | △28           |
|                   |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>2,023</b>  |
|                   |               | <b>純資産合計</b>       | <b>19,589</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>38,635</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>38,635</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額   |              |
|------------------------|-------|--------------|
| 売上高                    |       | 35,010       |
| 売上原価                   |       | 29,591       |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>5,419</b> |
| 販売費及び一般管理費             |       | 2,212        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>3,206</b> |
| 営業外収益                  |       |              |
| 受取利息及び配当金              | 52    |              |
| 為替差益                   | 10    |              |
| 物品売却益                  | 27    |              |
| その他の                   | 37    | 128          |
| 営業外費用                  |       |              |
| 支払利息                   | 12    |              |
| 固定資産処分損                | 7     |              |
| その他の                   | 5     | 26           |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>3,308</b> |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>3,308</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,005 |              |
| 法人税等調整額                | △56   | 948          |
| 当期純利益                  |       | 2,359        |
| <b>非支配株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>144</b>   |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>2,215</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|-----------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                       | 2,143   | 1,995 | 11,152 | △211 | 15,080 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        | —       | —     | △1     | —    | △1     |
| 会計方針の変更を反<br>映した当期首残高       | 2,143   | 1,995 | 11,150 | △211 | 15,078 |
| 連結会計年度中の変動額                 |         |       |        |      |        |
| 剰余金の配当                      | —       | —     | △226   | —    | △226   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益         | —       | —     | 2,215  | —    | 2,215  |
| 自己株式の取得                     | —       | —     | —      | △0   | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | —       | —     | —      | —    | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計               | —       | —     | 1,988  | △0   | 1,988  |
| 当期末残高                       | 2,143   | 1,995 | 13,139 | △211 | 17,067 |

|                             | その他の包括利益累計額          |              |                  |                       | 非支配株主持分 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|--------------|------------------|-----------------------|---------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |         |           |
| 当期首残高                       | 52                   | △17          | △22              | 12                    | 1,672   | 16,764    |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        | —                    | —            | —                | —                     | —       | △1        |
| 会計方針の変更を反<br>映した当期首残高       | 52                   | △17          | △22              | 12                    | 1,672   | 16,763    |
| 連結会計年度中の変動額                 |                      |              |                  |                       |         |           |
| 剰余金の配当                      | —                    | —            | —                | —                     | —       | △226      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益         | —                    | —            | —                | —                     | —       | 2,215     |
| 自己株式の取得                     | —                    | —            | —                | —                     | —       | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | 6                    | 484          | △5               | 485                   | 351     | 837       |
| 連結会計年度中の変動額合計               | 6                    | 484          | △5               | 485                   | 351     | 2,826     |
| 当期末残高                       | 59                   | 466          | △28              | 498                   | 2,023   | 19,589    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-------------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>     |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>       | <b>17,490</b> | <b>流動負債</b>     | <b>16,880</b> |
| 現金及び預金            | 5,142         | 電子記録債権          | 6,046         |
| 電子記録債権            | 3,694         | 買掛金             | 4,351         |
| 売掛金               | 4,623         | 短期借入金           | 3,000         |
| 製什掛品              | 235           | リース債権           | 0             |
| 仕掛品               | 1,076         | 未払費用            | 462           |
| 原材料及び貯蔵品          | 1,468         | 未払法人税等          | 556           |
| 前渡金               | 4             | 未払引当金           | 387           |
| 未収入金              | 959           | 賞与引当金           | 427           |
| その他の金             | 286           | 役員賞与引当金         | 23            |
| <b>固定資産</b>       | <b>13,505</b> | 設備電子記録債権        | 1,571         |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>9,816</b>  | その他の債権          | 52            |
| 建物                | 1,939         | <b>固定負債</b>     | <b>529</b>    |
| 構築物               | 115           | リース債権           | 1             |
| 機械装置              | 2,958         | 退職給付引当金         | 383           |
| 車両運搬具             | 20            | 役員退職慰労引当金       | 70            |
| 工具器具備品            | 341           | 資産除去債務          | 18            |
| 土地                | 1,757         | その他の債権          | 55            |
| リース資産             | 2             | <b>負債合計</b>     | <b>17,409</b> |
| 建設仮勘定             | 2,681         | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>27</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>13,526</b> |
| ソフトウェア            | 26            | 資本金             | 2,143         |
| その他の債権            | 0             | 資本剰余金           | 1,641         |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>3,661</b>  | 資本準備金           | 1,641         |
| 投資有価証券            | 167           | 利益剰余金           | 9,953         |
| 関係会社株             | 2,961         | 利益準備金           | 96            |
| 前払年金費用            | 117           | その他利益剰余金        | 9,856         |
| 繰延税金資産            | 291           | 別途積立金           | 5,003         |
| その他の債権            | 132           | 繰越利益剰余金         | 4,853         |
| 貸倒引当金             | △9            | 自己株式            | △211          |
|                   |               | <b>評価・換算差額等</b> | <b>59</b>     |
|                   |               | その他有価証券評価差額金    | 59            |
| <b>資産合計</b>       | <b>30,996</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>13,586</b> |
|                   |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>30,996</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |              |
|-----------------|-----|--------------|
| 売上高             |     | 30,891       |
| 売上原価            |     | 27,154       |
| <b>売上総利益</b>    |     | <b>3,736</b> |
| 販売費及び一般管理費      |     | 1,988        |
| <b>営業利益</b>     |     | <b>1,747</b> |
| 営業外収益           |     |              |
| 受取利息及び配当金       | 101 |              |
| 受取ロイヤリティ        | 69  |              |
| その他             | 45  | 216          |
| 営業外費用           |     |              |
| 支払利息            | 11  |              |
| 固定資産処分損         | 4   |              |
| その他             | 5   | 21           |
| <b>経常利益</b>     |     | <b>1,942</b> |
| <b>税引前当期純利益</b> |     | <b>1,942</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 566 |              |
| 法人税等調整額         | △35 | 530          |
| <b>当期純利益</b>    |     | <b>1,412</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |             |            |                        |             |             |      | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|------------|------------------------|-------------|-------------|------|--------|------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金      |                        |             | 利益剰余金<br>合計 |      |        |            |
|                             |         | 資本<br>準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金<br>別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |      |        |            |
| 当期首残高                       | 2,143   | 1,641     | 1,641       | 96         | 5,003                  | 3,669       | 8,769       | △211 | 12,342 |            |
| 会計方針の変更による累積的影響額            | -       | -         | -           | -          | -                      | △1          | △1          | -    | △1     |            |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | 2,143   | 1,641     | 1,641       | 96         | 5,003                  | 3,668       | 8,768       | △211 | 12,341 |            |
| 当期変動額                       |         |           |             |            |                        |             |             |      |        |            |
| 剰余金の配当                      | -       | -         | -           | -          | -                      | △226        | △226        | -    | △226   |            |
| 当期純利益                       | -       | -         | -           | -          | -                      | 1,412       | 1,412       | -    | 1,412  |            |
| 自己株式の取得                     | -       | -         | -           | -          | -                      | -           | -           | △0   | △0     |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | -       | -         | -           | -          | -                      | -           | -           | -    | -      |            |
| 当期変動額合計                     | -       | -         | -           | -          | -                      | 1,185       | 1,185       | △0   | 1,185  |            |
| 当期末残高                       | 2,143   | 1,641     | 1,641       | 96         | 5,003                  | 4,853       | 9,953       | △211 | 13,526 |            |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                       | 52                   | 52             | 12,395    |
| 会計方針の変更による累積的影響額            | -                    | -              | △1        |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | 52                   | 52             | 12,394    |
| 当期変動額                       |                      |                |           |
| 剰余金の配当                      | -                    | -              | △226      |
| 当期純利益                       | -                    | -              | 1,412     |
| 自己株式の取得                     | -                    | -              | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | 6                    | 6              | 6         |
| 当期変動額合計                     | 6                    | 6              | 1,192     |
| 当期末残高                       | 59                   | 59             | 13,586    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社メタルアート

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊晴康  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内蘭仁美  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メタルアートの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタルアート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社メタルアート  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊晴康  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内園仁美  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メタルアートの2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度における監査役監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査役監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

### 株式会社メタルアート 監査役会

常勤監査役 溝井 辰雄 ㊞

社外監査役 竹田 眞也 ㊞

社外監査役 笛田 薫 ㊞

以上





